

分類	項目	必要な手続き等	現在の担当課
あん摩 マッサージ 指圧師、はり師、 きゅう師等 に関する法律	施術所の届出	合併日後10日以内に、変更届書を提出してください。	県南健康福祉センター Tel.0285-22-0302
各種医療従事者 養成施設関係	養成所の指定	合併日後1ヵ月以内に、変更届書を提出してください。	県医事厚生課 Tel.028-623-3047
介護保険関係	介護サービス 事業者の指定	以下の場合は、合併日後10日以内に変更届の提出が必要です。 ・合併後の新市のうち、一部を限定して実施地域とする場合 (例：合併前に大平町を実施地域としていた事業所が、新市においても旧大平町の地域のみで事業を実施するとき)	県南健康福祉センター Tel.0285-22-0302
工業関係	登録電気工事業の 登録	合併日後30日以内に、「登録事項等変更届出書」に登録証を添付して提出してください。	県工業振興課 Tel.028-623-3198
	みなし登録電気工 事業の登録	合併日後30日以内に、「電気工事業に係る変更届出書」に受理証を添付して提出してください。	
水産業協同 組合法	水産業協同組合の 定款	合併日以降、定款(組合の地区、事務所所在地の名称)を変更したとき、変更届を提出してください。	県生産振興課 Tel.028-623-2328
飼料安全法	飼料・飼料添加物 製造業者届	合併日後1ヵ月以内に、「届出事項変更届」を提出してください。	県畜産振興課 Tel.028-623-2344
	飼料・飼料添加物 販売業者届	合併日後1ヵ月以内に、「届出事項変更届」を提出してください。	農業環境指導センター Tel.028-626-3086
家畜市場関係	家畜市場の登録	合併日後2週間以内に、「登録事項変更届出書」を提出してください。	県畜産振興課 Tel.028-623-2344
博物館法関係	博物館の登録	合併日以降直ちに、「博物館登録申請書変更届」に係る書類を添付して提出してください。	県生涯学習課 Tel.028-623-3408
自動車指定 関係	緊急自動車指定証	記載事項変更届をしてください。	栃木警察署 Tel.0282-25-0110 藤岡警察署 Tel.0282-62-0110
	緊急自動車届出 確認証		
	道路維持作業用 自動車指定証		
	道路維持作業用 自動車届出確認証		
各種免許等	家畜商免許	合併日以降速やかに、登録変更申請書を提出してください。	県畜産振興課 Tel.028-623-2344
	不動産鑑定士(補)の 登録	合併日以降遅滞なく、変更登録申請書に新市が発行する住所変更の証明書等を添付して提出してください。	県地域振興課 土地利用調整班 Tel.028-623-2267
	不動産鑑定業者の 登録	合併日以降遅滞なく、変更登録申請書に新市が発行する住所変更の証明書等を添付して提出してください。	県地域振興課 土地利用調整班 Tel.028-623-2267

◆ その他

分類	項目	必要な手続き等	窓口
電気	電気料金	住所変更の手続きは必要ありません。	東京電力(株) 栃木カスタマーセンター Tel.0120-995-111
	契約関係		
電話	電話番号に関する 住所	住所変更の手続きは必要ありません。	NTT東日本栃木支店 総務担当 Tel.028-632-4311
金融機関 (市内、又は 町内に本支店 のある機関)	預金通帳、証書等	原則、住所変更の手続きは必要ありません。 ただし、当座預金、融資取引等のある方は、お取引の金融機関によっては、手続きが必要となる場合がありますので、詳細については各金融機関にお問い合わせください。	各金融機関の窓口
	キャッシュカード	住所変更の手続きは必要ありません。	